

伊勢・志摩交通圏準特定地域協議会（仮称）

書面開催

議 事 次 第

議 事

1. 伊勢・志摩交通圏準特定地域協議会（仮称）の設置について
2. 伊勢・志摩交通圏の公定幅運賃の意見照会について

別添1 伊勢・志摩交通圏準特定地域協議会（仮称）設置要綱（案）

別添2 伊勢・志摩交通圏公定幅運賃

参考資料1 伊勢・志摩交通圏「運賃の範囲の指定に関する通知について」

令和3年11月8日

伊勢・志摩交通圏準特定地域協議会（仮称）

委員各位

一般社団法人三重県タクシー協会会長

伊勢・志摩交通圏の準特定地域の指定に伴う協議会の書面開催について

伊勢・志摩交通圏が「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）」に基づき、令和3年10月1日から令和6年9月30日まで準特定地域に新たに指定されました。

準特定地域に指定されますと、伊勢・志摩交通圏準特定地域協議会（仮称）を設置することになります。構成委員としましては、別添1「伊勢・志摩交通圏準特定地域協議会（仮称）設置要綱（案）」の「第4条 協議会の構成員は、次に掲げる者とする。」と規定されております。

本来ですと協議会を開催し協議するところですが、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言は解除されていますが、多数での会議はできる限り避けることとしていますので、書面での開催を予定していますので、ご理解・ご協力を賜りますようお願いいたします。

書面によります決議につきましては、「1. 伊勢・志摩交通圏準特定地域協議会（仮称）の設置について」及び「2. 伊勢・志摩交通圏の公定幅運賃の意見照会について」の2点となります。

「1. 伊勢・志摩交通圏準特定地域協議会（仮称）の設置について」につきましては、別添1「伊勢・志摩交通圏準特定地域協議会（仮称）設置要綱（案）」についての決議となります。

なお、協議会の会長は、参考資料1「特定地域及び準特定地域の協議会に関する国土交通省としての考え方について」の3頁、「2. 準特定地域協議会の設置及び運営」の「(6) なお、協議会の会長は、学識経験者を持って充てることを基本とし」とありますので、学識経験者の委員とさせていただきたいと考えています。

また、副会長としましては、一般社団法人三重県タクシー協会会長とさせていただきたいと考えています。

「2. 伊勢・志摩交通圏の公定幅運賃の意見照会について」につきましては、別添2「伊勢・志摩交通圏公定幅運賃」の意見照会となります。

現行のタクシー運賃・料金の「自動認可運賃」が「公定幅運賃」となることから、伊勢・志摩交通圏準特定地域協議会の各委員の方から、意見を聞くことになっています。

この変更によりタクシー運賃・料金については、名称が変更になるだけで、伊勢・志摩交通圏の運賃につきましては、この「公定幅運賃」内の運賃・料金額以外の運賃は認めないことから、タクシー事業者以外の方にとっては、特に影響はございません。

別添3、によりまして、決議の回答を返送していただくことで、協議会の開催にさせていただきますので、ご理解・ご協力よろしくお願いいたします。

今後、伊勢・志摩交通圏準特定地域協議会（仮称）を開催させていただきますので、引き続き委員就任にご協力よろしくお願いいたします。

一般社団法人三重県タクシー協会

担当者：景山、宮原

Tel : 059-234-8438

FAX : 059-234-8448